

# コンプライアンス・ホットラインとは

企業行動憲章の「企業倫理の徹底」では、経営者が本憲章の精神の実現のために、実効性のある社内体制の整備を行う旨を宣言しています。これを受けて、具体的な社内体制の整備として内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」が設置されています。

従業員（派遣社員、出向者等を含む。）の周囲で法令や企業行動憲章等に違反する行為あるいはその可能性があると思われる行為が発生した場合に、従業員からの通報を通じて、違反行為の存在を会社として早期に察知し、是正することにより企業不祥事などを未然に防止するための仕組みです。

通報された内容については、コンプライアンス責任者（代表執行役グループCEO）等社内規則において定められた限定された者へ報告するとともに、ホットラインの事務局により責任をもって調査します。その結果、問題となる行為を確認した場合は、当該行為を行った個人に対して厳正な処分を実施するよう然るべき先へ報告します。また、通報した従業員にも可能な限り調査の結果について報告します。

## ■ コンプライアンス・ホットラインの特長点

- ★社内窓口のほか、社外窓口に対しても通報が可能
- ★社内窓口、社外窓口ともに、匿名による通報も可能
- ★通報者は、調査結果の概要について報告を受けることが可能（匿名の場合を除く。）
- ★通報内容、調査結果及び再発防止・是正措置の内容は、コンプライアンス責任者であるCEOのほか、監査委員等にも報告される
- ★通報者・照会者は、社内規則に基づき、ホットラインの利用による不利益扱いから保護
- ★通報の事案に関与したすべての者は、社内規則に基づく守秘義務等あり
- ★派遣社員、出向者等も通報・照会が可能

# コンプライアンス・ホットラインの仕組み

→ 通報者      → 照会者

